

国立健康危機管理研究機構  
感染症リスクコミュニケーション指針

## 国立健康危機管理研究機構感染症リスクコミュニケーション指針

感染症対策においては、人々が科学的根拠に裏打ちされた情報をもとに、状況に応じて適切に判断・行動することで、円滑かつ効果的な感染症対策が可能となる<sup>1</sup>。

感染症対策におけるリスクコミュニケーション（以下、「感染症リスクコミュニケーション」という。）は、人々が自ら納得して意思決定を行えるように支援することを目的に、感染症による脅威に直面している人々・専門家・行政の間で行われる、情報・意見の交換（対話）のことである<sup>2</sup>。人々の意思決定を支援するためには、「誤解や情報の不足」「信頼の欠如」「生活上の制約」「心理的負担」などの、感染症に関する理解・意思決定・行動を妨げる要因などを把握することが不可欠である。そのため、人々と、専門家と行政とが十分に意見と情報を交換し、調整しながら協働していくプロセスが、感染症リスクコミュニケーションの根幹となる。

### 1 指針の目的

本指針は、感染症リスクコミュニケーションにおける国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）の役割と基本原則を明確化し、組織としての実践の拠りどころとすることを目的とする。これにより、人々が科学的根拠に基づいて自ら判断し行動できるよう支援する体制を整え、感染症対策の実効性を高めることを目指す。

### 2 感染症リスクコミュニケーションにおける JIHS の役割

JIHS は、多様な関係者が科学的根拠に基づいて意思決定し施策を進められるよう、科学的知見の整理・分析、助言、技術的支援を行うとともに、医療の提供を通じて感染症対策を牽引するサイエンスセンターである。

感染症リスクコミュニケーションにおいて JIHS は、関係者との協働を通じて科学的根拠に基づく情報を提供・共有する。あわせて、人々の反応や意見、意思決定や行動を妨げている要因などを把握し、知見の整理や助言の内容に反映する。これらの取組が円滑かつ効果的に行われるよう、多様な関係者との協働体制の形成や、状況・関心・課題の継続的な把握を通じて、感染症リスクコミュニケーションの基盤を整える。

これらの機能と基盤を通じて、関係者の意思決定が科学的根拠に基づいて行われるよう支援するとともに、人々が主体的に参画できる環境の形成に寄与する。

### 3 JIHS の感染症リスクコミュニケーションの対象

行政、医療機関など、感染症対策に関する施策の形成や実施を担う関係者に対しては、科学的知見やリスク評価などを提供し、対策の前提となるリスク認識や科学的知見の解釈について関係者間の共通理解の形成を図る。また、現場での判断や対応を担う医療従事者などの専門職に対しては、その実践に資する科学的情報を提供し、役割の遂行を支える。

感染症により影響を受ける人々に対しては、生活上の懸念や情報のニーズを踏まえた情報提

供を行う。市民団体や地域団体とは、知見や意見を共有し、対象に即した情報提供や対話の機会の確保などを協働で実施する。

これらの対象から寄せられるフィードバックは、JIHS の知見整理や情報発信に反映し、感染症リスクコミュニケーションの改善に活用する。

#### 4 基本原則

##### (1) 科学的妥当性と合理性

感染症リスクコミュニケーションにおける情報発信は、科学的に妥当な知見に基づくことを基本とする。同時に、不確実性が避けられない状況においても、その時点で得られる知見をもとに合理的な推論に基づく判断と発信を行う。不確実さの程度や知見の更新可能性についてはあわせて明示し、実態に即した理解が得られるよう努める。

##### (2) 情報の透明性

情報発信にあたっては、その根拠となる科学的知見、参照した情報源、検討の過程及び更新の履歴を可能な限り明示する。これにより、受け手が情報の妥当性を自ら検証し、判断の前提を理解できるようにする。

##### (3) 平時と緊急時の一貫性

感染症リスクコミュニケーションは、平時と緊急時を通じて切れ目なく継続する取組として位置づける。平時には、関係者の状況や関心、課題の把握を通じて協働体制の基盤を整え、信頼の構築に努める。緊急時には、この基盤を活かし、最新の知見に基づくリスク評価と状況の変化に応じた適時の情報発信を行う。この一貫した取組を通じて、人々が常に科学的根拠に基づいて判断し対応できる状態を支える。

##### (4) 信頼（共感・敬意・パートナーシップ）

関係者に共感と敬意をもって向き合い、双方向の対話と協働を感染症リスクコミュニケーションの基本とする。関係者間で共有された知見や意見は JIHS の取組に反映するとともに、施策や対応を担う関係者の意思決定にも活かされるよう共有する。こうした相互の応答の積み重ねを通じて、関係者間の信頼を醸成し、協働の基盤を強化する。

##### (5) 人権への配慮（法的・倫理的考慮）

差別や排除、スティグマを助長することなく、人権と公平性を損なわないコミュニケーションを前提とする。対象の選定、媒体や表現の設計、内容の組み立てなど、すべての過程において多角的な観点から検討し、不当な影響や誤解を生じさせないように努める。あわせて、言語や障害の有無などの特性によらず誰もが必要な情報にアクセスできるよう、媒体や表現形式に配慮し、情報取得の障壁を低減する。

#### 5 適用および改訂

本指針は、JIHS における感染症対策に関わる業務を遂行するすべての役員及び職員の基本的

枠組みとして適用される。

本指針は、科学的知見の更新、法制度の改正、感染症危機対応の検証結果など、必要に応じて改訂を行う。

## 6 参照文献

1. 内閣感染症危機管理統括庁, 情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン.

[https://www.caicm.go.jp/action/plan/guideline/files/guidelines\\_03\\_1.pdf](https://www.caicm.go.jp/action/plan/guideline/files/guidelines_03_1.pdf)

(参照年月日：2026-02-24)

2. World Health Organization, Risk communication and community engagement (RCCE).

<https://www.who.int/emergencies/risk-communications>

(参照年月日：2026-02-24)

## 附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。